

## 令和6年度 児童クラブ入所調整にかかる決定基準

### (1) 入所調整

児童クラブの入所にかかる調整については、保護者から提出された書類を審査し保育の必要性が認められる児童のうち、別表第1及び別表第2により算出した点数の高い児童から優先的に利用できるものとする。なお、同一点数で複数名が並んだ場合は、別表第3により優先順位を決定するものとする。

利用調整の基準日は、利用申込締切日とする。ただし、同一年度にかかる利用申込について再度利用調整を行う場合は、利用調整時点とする。

### (2) 厚狭小学校区の入所クラブの振り分けについて

厚狭小学校区については、実施場所が厚狭児童クラブ（学校敷地内）と第二厚狭児童クラブ（真珠保育園・幼稚園横）の2か所あることから、(1)により利用が決定した児童について、次のとおり入所児童クラブを決定する。

- ・入所希望児童数が、いずれの児童クラブにおいても受入可能な場合  
⇒希望先への入所を決定する。
  
- ・入所希望児童数が、いずれかの児童クラブにおいて受入可能数を超える場合  
⇒次の順位による基準により入所児童クラブを決定する。
  - ①入所歴（同一児童クラブにこれまで入所したこと）がある児童
  - ②同一児童クラブにきょうだい児が入所する児童（内定を含む）
  - ③第二厚狭児童クラブを希望するもののうち、真珠保育園又は幼稚園にきょうだい児が令和5年度に在園する児童（内定を含む）
- ①～③の基準をもっても各クラブの入所決定ができない場合は、(1)による入所調整点及び各世帯の状況等を総合的に判断し、決定する。

別表第1

保護者の状況等		点数	
未婚・離婚・行方不明・死亡等により不在(単身赴任を除く。)		10	
勤務形態	外勤、自営・農業等中心者、就学(通学)	4	
	自営協力者	3	
	内職、就学(在宅)、農業等協力者	2	
勤務日数 (就学も含む)	週5日以上又は月20日以上	3	
	週4日以上又は月16日以上	2	
	週3日以上又は月12日以上	1	
勤務時間数 (就学も含む)	日8時間以上	3	
	日6時間以上	2	
	日4時間以上	1	
求職中	内定	就労予定条件に応じて上記の指数を準用する。	4～10
	未定	求職中(原則として3か月間を入所承諾期間とする。)	3
障がい	重度	身体障害者手帳及び精神障害者手帳1～2級又は療育手帳A	10
	中軽度	身体障害者手帳及び精神障害者手帳3級以下又は療育手帳B	8
療養 (疾病・負傷)	入院・常時が床		10
	通院(月12日以上)		8
	慢性疾患又は長期疾病のため、自宅療養中		4
	上記以外		3
出産	原則として出産予定日前3か月及び出産後3か月を入所承諾期間とする。		10
病人看護 介護	病院・施設等に常時付き添い		10
	同居者の通院付き添い(月10日以上)		4
	老人介護(寝たきり・認知症)		10
	心身障害児・者介護		10
	自宅看護(常時)		4
災害復旧	地震・火災・風水害等		10

別表第 2

児童の学年及びその他の事項		点数
児童の 学年	1 年生	1 0
	2 年生	7
	3 年生	5
	4 年生	3
	5 年生	1
加点	ひとり親世帯	5
	単身赴任等により片親が常時自宅にいない	3
	転入に伴い入所を希望するとき	2
	児童福祉の観点から緊急に保育の実施が必要と認めたとき	1 0
減点	保育料の滞納等があり、納付の意思が認められないとき	- 1 0
	前年度の就労実績等で虚偽の申請をして入所していたことが判明したとき、もしくは就労状況の変化などを申告せずに入所を継続していたことが判明したとき	- 5

## 備考

- ひとり親世帯とは、離婚・死別・未婚により片親しかいない状態の世帯とする。離婚を前提とした別居は離婚調停中であることが分かる書類(裁判所からの通知書類など)の添付があれば、同居の保護者のみの課税額で保育料を算定することとするが、入所時の加点及び保育料のひとり親減免は離婚が成立していなければ適用しない。
- 世帯分離をしても、住民票上で同住所にいる者については同居とする。住宅地図などで別棟であることが確認できれば別居とする。
- 滞納保育料の分納誓約を交わし、児童手当からの充当申出書の提出があれば、納付の意思があるものとする。

別表第 3

優先段階	条件
第 1 段階	別表 1 及び別表 2 により算出した点数の高い世帯
第 2 段階	別表 1 及び別表 2 により算出した点数における状況が、次の順位による ①不存在等、 ②災害復旧、 ③疾病・障害、 ④居宅外労働、 ⑤介護、 ⑥居宅内労働、 ⑦妊娠・出産、 ⑧通学等、 ⑨外勤予定者
第 3 段階	学年の低い児童